

## 道路PPP研究会

### 道路の不法占用対策に係る専門部会

提 言 (案)

平成24年6月

## 道路の不法占用対策に係る専門部会

### 委 員 名 簿

浅川 英夫 東京都建設局 道路管理部長

◎ 石田 東生 筑波大学 教授・学長補佐

楓 千里 (株) JTBパブリッシング  
執行役員 ソリューション事業本部  
副本部長

久保田 尚 埼玉大学 教授

小暮 武志 さいたま市都市局 都市計画部長

高木 勇一 横浜市道路局 道路部長

皆川 達也 千葉市経済農政局 経済部長

山本 隆司 東京大学 教授

和田 昭夫 警察庁交通局 交通規制課長

(五十音順・敬称略)

◎は部会長

## 開 催 経 過

平成24年4月25日（水）10：00～11：45

第1回専門部会

於：経済産業省別館 1036号会議室

平成24年5月16日（水）10：00～11：45

第2回専門部会

於：経済産業省別館 1038号会議室

平成24年6月 7日（木）17：00～18：45

第3回専門部会

於：中央合同庁舎2号館 地下2階会議室

平成24年6月22日（金）15：00～16：30

第4回専門部会

於：三田共用会議所 2階 第2特別会議室

## 目 次

第 1 はじめに	1
第 2 現状	3
1 不法占用の現状	3
(1) 支障の程度が著しいもの	3
(2) 支障の程度が大きいもの	4
(3) 支障の程度が比較的軽微なもの	4
(4) 広告物の事例	5
2 不法占用に対処する制度の概要	5
(1) 行政指導及び監督処分	5
(2) 代執行	6
第 3 不法占用の適正化に向けて	7
1 基本的な考え方	7
2 広報啓発・行政指導の強化	7
(1) 商店街等との連携	7
(2) 本社、フランチャイザー等への指導	9
(3) 電気事業者等との連携	9
3 占用許可基準の検証・見直し	9
4 新たな制度の検討	10
(1) 簡易除却制度	10
(2) 行政代執行要件の明確化	11
第 4 おわりに	13

## 第1　はじめに

道路は歩行者や自動車、自転車等が自由に行き来できる空間として一般交通の用に供されることが本来的な目的であり、通行や管理の支障となるおそれのある物件は道路区域への設置は一切認めないことが望ましいとも考えられる。一方で、道路が整備されるとその沿道に住宅や商店が建ち並び、生活が営まれるようになることから、人の生活を支えるための電気、水道、ガス、通信といった公共インフラの整備が必要であり、また、商業活動のための看板等を設置するニーズも生じてくることから、これらの物件を設置・収容する空間として道路を利用するとも、副次的な道路の利用目的として考えられる。交通機能という本来目的と収容機能という副次的な目的とを調整するため、道路法において、道路の占用<sup>\*1</sup>について道路管理者の許可にかかるしめることとされている。

このような趣旨で設けられた道路占用許可を受けずに道路区域に物件を設置する行為は、いわゆる「不法占用」となり、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあることから、道路管理者において適正に対処することが必要となる。しかしながら、占用制度の周知不足、法令遵守よりも営業活動を優先する意識等、様々な原因があるとは思われるが、占用許可を得ずに道路に看板、商品陳列台等を設ける者が後を絶たないのが現状である。指定区間内の国道（以下「直轄国道」という。）については、累次に渡って不法占用への厳正な対処を求める通達が発出されているほか、昭和63年度からは占用適正化業務として外部委託を活用した不法占用物件の発見及び是正を行っているところであるが、依然、十分な効果があがっているとは言えない。

一方で、近年、まちのにぎわいの創出や地域の活性化に対する取組が進められている中、道路区域も都市を構成する一要素として交通以外の用途に活用したいというニーズが高まっている。これを受けて、路上イベントのための占用許可が弾力的に運用されるようになり、路上イベントの費用充当のための広告についても許可が行われるようになっている。さらに、道路空間のオープン化という流れの中、平成23年度には一定の場合には占用許可基準を緩和する制度が創設されたなどしたところである。これらは、道路の交通の用に供するという目的以外の価値、収容機能を再認識する動きであったといえる。

道路の収容機能は野放図な物件の設置を認めるものではなく、占用許可制度が適切に運用されて初めてその効用を発揮するものであり、道路空間のオープン化と不法占用対策とは表裏一体のものと考えられる。今回、不法占用対策に日々尽力している道路管理者、独自の取組を行っている商店街、屋外広告物や放置自転車の対策に取り組む行政主体のヒアリングを行い、専門部会での議論を経て、不法占用を縮減・撲滅するために現行制度下ですぐにでも行うべき事項と、今後立

---

\*1 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用すること（道路法第32条第1項）。

法措置を検討すべき事項とをとりまとめた。本提言を踏まえ、国土交通省道路局において不法占用に対処するための適切な措置がなされることを期待するとともに、現場で不法占用に取り組む道路管理者の活動の参考となれば幸甚である。

## 第2 現状

### 1 不法占用の現状

道路上には、突出看板、日除け、立看板、商品陳列台、プランター等の様々な不法占用物件が存在する。道路占用許可を受けていない以上、全て違法な物件ではあるが、道路の構造又は交通への支障の程度には大きな差があり、次のような事例が見受けられる。

#### (1) 支障の程度が著しいもの

- 路面からの離隔距離の不足した突出看板



- 点字ブロックの効用を損ねるもの



- 歩道の有効幅員を著しく縮減しているもの



(2) 支障の程度が大きいもの



(3) 支障の程度が比較的軽微なもの

- ・ 許可基準に適合した突出看板
- ・ 道路の構造や交通の状況からみて支障の少ない立看板等



#### (4) 広告物の事例



## 2 不法占用に対する制度の概要

### (1) 行政指導及び監督処分

道路管理者が不法占用物件を発見した場合、行政指導<sup>\*1</sup>により不法占用者の任意の協力により違法状態を解消（物件の撤去、占用許可申請・許可等）することとなる。行政指導によっては不法占用が改善されない場合、道路法第71条の規定に基づき監督処分<sup>\*2</sup>を行うこととなり、原則として弁明の機会の付与<sup>\*3</sup>が必要となる。

なお、平成18年度から22年度までの5年間に直轄国道において不法占

\*1 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。（行政手続法第2条第6号）

\*2 道路管理者は、この法律の規定に違反している者に対して、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすることを命ずることができる。（道路法第71条第1項第1号）

\*3 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与のための手続をとらなければならない（行政手続法第13条第1項）。道路管理者が不法占用者に対して監督処分を行おうとする場合は、弁明の機会を相手方に与えなければならない。

用に対して行われた監督処分は2件となっている。

(2) 代執行

監督処分を行ってもなお不法占用が改善されない場合、道路管理者は、行政代執行により不法占用物件を自ら除却することとなる。

行政代執行法においては、「法律により直接に命ぜられ、又は法律に基づき行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に代執行が可能であるとされている。行政代執行の実施に当たっては、監督処分の前置が必要であるほか、原則として戒告をし、代執行令書をもって代執行の時期、費用の概算による見積額等を通知する必要がある。

なお、監督処分を行おうとする場合において、過失がなくて監督処分の相手方を確知することができないときは、道路管理者は、不法占用物件の除却等を自ら行うことができる。この場合、道路管理者は、相当の期限を定めて、除却等を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは道路管理者が行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

### 第3 不法占用の適正化に向けて

#### 1 基本的な考え方

不法占用対策は、他の制度の違反と同様、違反行為を早期に発見して是正に向けた指導を行い、不法占用者自らに撤去させる又は許可申請を行わせることが基本であり、不法占用状態が解消されるまで粘り強く行政指導を繰り返すこととなる。行政指導に従わない場合、道路の構造又は交通への支障が大きいものについては速やかに行政代執行により危険を除去することが必要である。それ以外の不法占用物件については、粘り強く行政指導を繰り返すこととなる。

行政指導に際しては、道路管理者のみによる取組よりも、商店街、町内会等の地域のネットワークを活用した取組の方が効果が高い場合がある。特に、一旦は不法占用物件を撤去してもしばらくすると再び物件を設置する、いわゆる「いたちごっこ」への対策には効果が期待できる。よって、商店街、町内会等との不法占用対策の面での連携を強化すべきである。また、占用制度の運用について商店街等の理解を得て強固な協働関係を確保するため、道路本来の機能を阻害しないことを大前提に、それぞれの地域の実情をも踏まえて道路管理者において許可の運用の見直しを行い、道路の構造又は交通への支障が軽微なものについては占用の許可を行うことも含め、占用許可基準の合理性を確保するための取組も検討すべきである。

行政指導を強化しても、累次にわたる指導に従わない場合やいたちごっことなってしまう場合が一定程度残ることが想定される。これらを放置すると、指導に従った者に不公平感を抱かせて結果的に行政指導が効果を発揮できなくなるおそれがあるため、道路の構造又は交通への支障が大きい不法占用物件と同様、強制的に撤去することを検討せざるを得ない。しかしながら、現在の行政代執行手続では迅速かつ適確な対処ができない場合があることから、行政指導では是正し得ない悪質な不法占用に対処するための新たな制度についても検討を行う必要がある。

以上のような認識の下、具体的に取り組むべき事項について提言する。

#### 2 広報啓発・行政指導の強化

##### (1) 商店街等との連携

不法占用対策は、許可を得ずに看板や商品陳列台等を道路区域に設置している者に対して反復継続した指導を行うことが基本となる。現在、道路管理者が不法占用に係る通報に応じて指導を行ったり、警察を始めとした関係機関と連携して一斉指導を行ったりしている。しかしながら、道路管理者のみによる対応では限界があり、道路管理者が立ち去ると再び看板等が路上に置かれてしまう場合もある。

一方で、まちの魅力向上につなげるため、不法占用対策に取り組む商店街、

町内会等が存在し、市区町村を始めとした行政主体と連携しつつ、自発的に不法占用者に対する一斉指導を行っている事例がある。商店街等による不法占用に対する指導においては、一斉指導終了後であってもいわば「地域の目」が存在するため不法占用の看板等が置かれにくいと言われている。また、夜間営業の店舗等で一斉指導時に接触できなかつた不法占用者に対して個別に指導が行われるなど、きめ細かな対応が行われている事例もある。

このような商店街等との協働を図ることは、不法占用に対する広報啓発の強化や行政指導の効率化に有効であり、一層の連携の強化を図るべきである。

また、連携に当たっては、次のような点にも留意すべきである。

一つ目は、各道路管理者と連携した面的な取組である。

不法占用に対して指導する際、「なぜ私だけ」「あちらの店はどうなのかな」といった苦情を受けることが多い。同じ道路管理者が管理する道路であるか否かにかかわらず、特定の道路についてだけ不法占用対策の取組を進めようとしても、当該道路と交差する他の道路について同様の指導が行われなければ、不法占用者からの納得は得られないことが想定される。道路管理者から連携に係る要請を受ける商店街等にとっても、特定の道路だけ取組を強化するといわれても協力し難いものと考えられる。よって、道路管理者の別を越えた面的な取組が必要である。

また、商店街等と道路管理者との平素からの意思疎通が重要であり、道路管理者への要望や祭りを始めとした地域イベントに際しての占用許可の相談の場等を通じて不法占用に対する道路管理者の問題意識を伝え、協働して取り組もうという意識の醸成に努めることが必要となる。道路管理者が連携して面的に取り組むことができれば、商店街等と接するチャネルも複層化することができ、意思疎通が円滑化することが期待できる。

二つ目は、不法占用以外の行政上の課題に対する取組との一体化である。

道路にかかわる行政上の課題として、清掃、放置自転車対策、街頭犯罪対策等が挙げられ、それぞれの担当部局が商店街等と連携した取組を行っている。このような状況下で新たに不法占用対策に特化した取組を創設しようとすると商店街等の負担が大きくなってしまうほか、不法占用指導の際には放置自転車は看過されるという片手落ちの対応となりかねない。よって、道路に関する様々な課題に対する総合的な取組の中に不法占用対策を位置付け、道路管理者以外の関係部局とも連携して対処することが有効であると考えられる。この点、大阪市における「ゆめまちロードOSAKA」の取組が参考となる。

三つ目は、地域活性化広告スキーム<sup>\*1</sup>の有効活用である。

商店街等に不法占用対策に取り組んでもらう場合、広報啓発用のビラの作成費用を始めとした経費が必要となる。この点、平成20年以降、地域における公共的な取組の一助として街灯へのペナント広告の添加等を認める、いわゆる地域活性化広告スキームが認められているところ、当該スキームの周知及び活用を検討するべきである。

#### (2) 本社、フランチャイザー等への指導

多数の支店を有する企業やフランチャイズ・チェーンの店舗においても、看板等の不法占用の事例がみられるところである。これらの店舗に対して不法占用指導を行った場合、「本社からの指導なので対応できない」「責任者が不在なのでわからない」との対応をされることがあり、各店舗への個別指導では限界があると言われている。よって、複数の店舗において不法占用が常態化している場合には、本社、フランチャイザー等に対して指導を行い、法令遵守を求めることが有効であり、国土交通省道路局において事例をとりまとめて指導を行う仕組みを構築すべきである。

また、ビルのオーナーやビル管理会社に働きかけて店子の不法占用を是正させている事例もあるところ、このような手法の活用も検討すべきである。

#### (3) 電気事業者等との連携

立看板やはり札といった不法占用物件は、道路附属物たる柵や街灯に添加される場合のほか、占用物件たる電柱、分電盤、公衆電話ボックス等に添加される事例が見受けられる。この点、電気事業者や電気通信事業者は電柱等にはり紙がされないよう凹凸のついたシートで覆うなどの対策を施しているほか、電柱広告事業者に委託して電柱の見回り・清掃を行っている。

電気事業者等による取組は、飽くまで自己の所有物の維持管理の一環であるが、不法占用対策にも資するものである。道路管理者としては、電気事業者等と不法占用対策に係る役割分担を定めるとともに、道路管理者の行う一斉指導に参加してもらうなど、一層の連携の強化を検討すべきである。

### 3 占用許可基準の検証・見直し

あるルールを守らせるとき、当該ルールが合理的であって相手方が納得するものでなければ遵守させることは困難である。道路の占用についても、現在の基準が妥当なものとなっているかについて、不斷の検証が必要である。

例えば、直轄国道については、国土交通省が示す通達により路上への立看板

---

\*1 「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成20年3月25日国道利第22号国土交通省道路局長通知）参照。

の設置は原則として<sup>\*1</sup>許可しないこととされており、不法占用された立看板は当該道路の幅員や交通量にかかわらず全て撤去を求めている。しかしながら、容易に移動できる程度の立看板であっても一切の設置を認めないことが沿道店舗の営業実態に照らすと必ずしも現実的ではない場合があり、他方で、仮に一定の範囲内で立看板を設置させたとしても道路の構造又は交通への支障が著しく軽微なものにとどまる場合がある。さらに、どのような規模・形態の立看板であっても占用の許可がなされないのであれば、不法占用者が許可基準に適合するよう表示面積を縮小したり構造を改良したりする誘因が働くかず、道路の安全性の向上につながらないおそれもある。これらを踏まえると、路上の立看板を排除するよりも一定の許可基準に従うように促す方が、結果として道路の安全が確保できる場合があると考えられる。よって、占用許可基準を検証し、改善できる部分があれば、適切な見直しを行うべきである。

占用許可基準の検証に当たっては、道路の安全を確保できるよう道路管理者が主体的に判断することは当然であるが、許可の基準は沿道店舗の営業実態や道路の状況に応じて変わり得るものであり、一律に定量的に規定することは困難である。対象となる道路ごとに、道路上への物件の設置を通行者としてどの程度までなら許容し得るのか、沿道の商業活動の維持の観点からほどの程度道路上への看板設置を認められることが望ましいのかについては、地域住民や商店街等の意見を聴く必要があると考えられる。また、屋外広告物法、道路交通法等の関係法令の担当部局とも調整する必要があるほか、交差する他の道路の道路管理者とも足並みをそろえることが望ましい。

#### 4 新たな制度の検討

不法占用対策の基本は粘り強い指導であるが、指導に従わない場合の対処方策を備えてこそ実績が上がるものとも考えられる。現在、不法占用に対する最終的な対処方策として行政代執行が位置付けられているところ、要件が厳格であり、かつ、執行に時間がかかることから、より実効的な制度の創設を求める声がある。屋外広告物法に基づく違法広告物への対処や条例に基づく放置自転車への対処を参考としつつ、次の制度の導入に向けた検討を進めるべきである。

##### (1) 簡易除却制度

屋外広告物法においては、違法に広告物を掲出した者に撤去命令を課した上でその履行を行政主体が代執行するスキームのほか、違法に掲出された立

---

\*1 地域活性化広告のスキームを活用する場合や、都市再生特別措置法に規定する占用特例制度を活用する場合を除く。

看板等<sup>\*1</sup>であって管理されずに放置されているものについては、相手方に除却すべしとの命令を発することなく行政が除却できる制度（以下「屋外広告物法の簡易除却」という。）が定められている。この制度による立看板等の除却件数は、年間数百万件に上り、違法広告物対策として一定の成果を挙げているものと考えられる。

道路管理者においても、不法占用となっている看板の除却を迅速に進めるために地方公共団体から屋外広告物法の簡易除却の権限の委任を受けている事例が存在するが、同法の趣旨から、屋外広告物法の簡易除却では対象物件が立看板等に限定されており三角コーン、プランター等の多種多様な不法占用物件には対処できないこと、屋外広告物法の簡易除却では権限を行使できる区域が条例で限定されており活用できない道路区域が存在すること等の境界が存在する。よって、道路法の占用許可制度の趣旨及び不法占用物件による法益侵害の実態を踏まえつつ、道路の不法占用物件を対象とした簡易除却制度の導入に向けた検討を進めるべきである。この際、除却した不法占用物件の保管が道路管理者にとって過重な負担とならないよう、保管期間や売却・廃棄に係る規定についても併せて整備するべきである。

また、屋外広告物法の簡易除却についてはボランティア等の参画を促すことで官民が連携した取組として進めている事例があるところ、道路の不法占用物件を対象とした簡易除却制度においても、同様の運用が期待される。この際、簡易除却が公権力の行使であることを念頭に、ボランティア等に除却を委任する範囲の明確化、委任の相手方に対する事前研修の実施、活動実態の把握等により、適正な運用に特段の配慮を行うべきである。

## (2) 行政代執行要件の明確化

屋外広告物法においては、行政代執行要件の明確化も行われている。これは、行政代執行法において代執行の要件が「義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難」であり、かつ、「不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」と定められているところ、違法な広告物の迅速かつ適正な是正を図るため、措置命令をした場合においてその措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、履行しても期限までに完了する見込みがないときには代執行ができることとしたものである。

---

\*1 はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する工作物をいう。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。）のこと。屋外広告物法第7条第4項参照。

道路の不法占用物件について簡易除却制度を導入したとしても、建築物に固着された看板や投光器は「容易に取り外すことができる」ものとはいえず、また、「管理されずに放置されている」とも言い難い場合があり、引き続き代執行により対処する場面が残されると考えられる。行政代執行により対処する場合、代執行の要件の充足の判断が困難であるという指摘があるところ、屋外広告物法と同様の要件の明確化が可能かどうか検討を進めるべきである。

## 第4 おわりに

不法占用対策にどのように取り組むのかは古くからある課題である。直轄国道において占用許可権限を国土交通省（当時は建設省）が行使するようになった昭和42年当時、道路上には不法占用の看板が乱立しており、それらにどのように対処するかが大きな問題となっていた。その後、音楽放送線の不法占用や自動販売機の不法占用等、マスコミを賑わせるような事件も生じている。最近では、不法占用のたこ焼き屋の露店が行政代執行されるのではないかという事案が報道されているところである。古くからある課題であるにもかかわらず、残念ながら解決には一層の努力が不可欠である。

今回、行政指導の強化や直接強制制度の創設等、直接的に不法占用に対処するための方策について提言を行ったが、他の政策目的のために導入した制度が副次的に不法占用対策に資する場合もある。例えば、直轄国道における占用料については看板のサイズ（表示面積）の大小による減額幅の差は設けられていないが、より小さい看板ほど占用料の減額率を大きくすることで小規模な看板への掛け替えを促して道路景観の向上に資するような制度を導入すれば、占用主体の経済的な負担の軽減となって占用許可申請のハードルを下げ、もって不法占用の減少にも資するものと考えられる。このような副次的な効果も織り込みつつ、総合的な対策を推し進めていただきたい。

今後、本提言を踏まえた制度改正・運用改善が行われて不法占用が減少し、魅力ある道路が創設されることを切に願うものである。

# 提言(案) 資料

---



*Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism*

## 目 次

1 不法占用の現状	1
2 不法占用に対する取組	13
(1) 大阪市の取組	14
(2) 東京都の取組	21
(3) さいたま市の取組	28
(4) 福岡市の取組	34
(5) 吉祥寺活性化協議会の取組	39
(6) 銀座通連合会の取組	45
3 参考となる制度	49
(屋外広告物・自転車の除却等について)	50

# 1 不法占用の現状

## ○ 不法占用の実態

### ■ 悪質な不法占用の事例



幅員の狭い歩道上の約半分を不法占用物件が占拠し、歩行者の通行スペースが狭小



点字ブロックを妨害

約1.5mに渡り不法占用



陳列商品が約2mに渡り不法占用

# ○ 不法占用の実態

## ■ 不法占用の事例

【固定式物件】



突出看板



日除け



その他  
(カーブミラー等)

【可動式物件】



立看板等



のぼり旗



はり紙

(屋外広告物法の簡易除却対象物件)



ショーケース



店先の陳列商品等



露店



プランター



ゴミ箱



コーン

## ○ 問題意識

### ■ 問題意識

- 不法占用物件は、歩道の幅員を狭めるなどして道路の交通に支障を及ぼすほか、道路景観の阻害の原因となっている。
- 道路管理者による安全性のチェックがなされないため、落下等により通行者へ危害を加えるおそれがある。
- 適法に許可を受けて占用料を納付している者に不公平感を与えていた。

- また、食事施設、購買施設等を占用許可対象物件に追加したところであるが、不法占用物件により有効幅員が確保できず、まちの賑わい創出のための物件が占用できないおそれがある。
- また、東日本大震災を受けて、
  - ・ 不法占用の突出看板が落下して通行者に危害を加えたり緊急車両の通行を妨げるおそれ
  - ・ 歩道上の不法占用物件が帰宅困難者の移動を妨げるおそれが認識されている。

## ○ 現在の不法占用対策

- 現在行っている不法占用対策は次のとおり。

### ○行政指導 → 監督処分 → 行政代執行

【概要】行政指導を実施し、従わない場合には監督処分を実施。履行がない場合に行政代執行による除却を実施するもの。

### ○簡易除却制度(屋外広告物法 § 7④)

【概要】はり紙、はり札等、広告旗、立看板等について、道路管理者が委任を受けて除却を実施するもの。

### ○不当利得返還請求

【概要】訴訟手続等により、不法占用期間にかかる占用料相当額を請求するもの。

### ○罰則(道路法 § 100①Ⅰ)

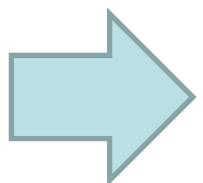
【概要】不法占用者に対して、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を適用するもの。

# ○ 行政指導 → 監督処分 → 行政代執行

## ○行政指導 → 監督処分 → 行政代執行

【概要】行政指導を実施し、従わない場合には監督処分を実施。履行がない場合に行政代執行による除却を実施するもの。

<警察と連携した行政指導の様子>



## 問題点

- 突出看板や日除け等の固着した不法占用物件については、行政指導に従わない場合には監督処分に進むことは可能であるが、行政代執行の要件を充足することは困難であり、行政代執行ができない。

<行政代執行法の要件>

- ① 他の手段によってその履行を確保することが困難
- ② その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる

- 店先の商品陳列台や立て看板等については、行政指導により一時的に撤去されるため、監督処分や行政代執行に進むことはない。しかし、しばらくすると再び不法占用される(いわゆる「いたちごっこ」状態になる)ことが多く、抜本的な解決策とならない。
- 無店舗型営業の事業者の看板等、設置者が近隣にいない看板については、一時的な撤去すらなされないという不公平が生ずる。



※ 指導前



※ 指導後、設置者不在の看板のみ存置

# ○ 屋外広告物条例に基づく簡易除却の委任

## ○簡易除却制度(屋外広告物法 § 7④)

【概要】はり紙、はり札等、広告旗、立看板等について、道路管理者が委任を受けて除却を実施するもの。

道路管理者(直轄)が簡易除却の委任を受けている状況

(平成22年度 実績)

	事務所数	うち委任
北海道開発局	10	10
東北地方整備局	12	0
関東地方整備局	12	0
北陸地方整備局	6	0
中部地方整備局	10	0
近畿地方整備局	11	8
中国地方整備局	9	1
四国地方整備局	4	2
九州地方整備局	11	9
沖縄総合事務局	2	0
計	87	30



## 問題点

- 対象物件が広告物に限られる(プランターや三角コーンには対処できない)。
- 対象となる道路の区域は、条例で指定された地域内に限られる。

## ○ 占用料相当額の不当利得返還請求

### ○不当利得返還請求

【概要】訴訟手続等により、不法占用期間にかかる占用料相当額を請求するもの。

<はみ出し自動販売機住民訴訟>(H16. 4. 23最高裁判決)

「(商品製造業者は)自動販売機を都道にはみ出して設置した日から撤去した日までの間、何らの占有権原なくこれらの自動販売機を設置してはみ出し部分の都道を占有していたのであるから、東京都は、被上告人らに対し、上記各占有に係る**占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得したものというべきである。**」

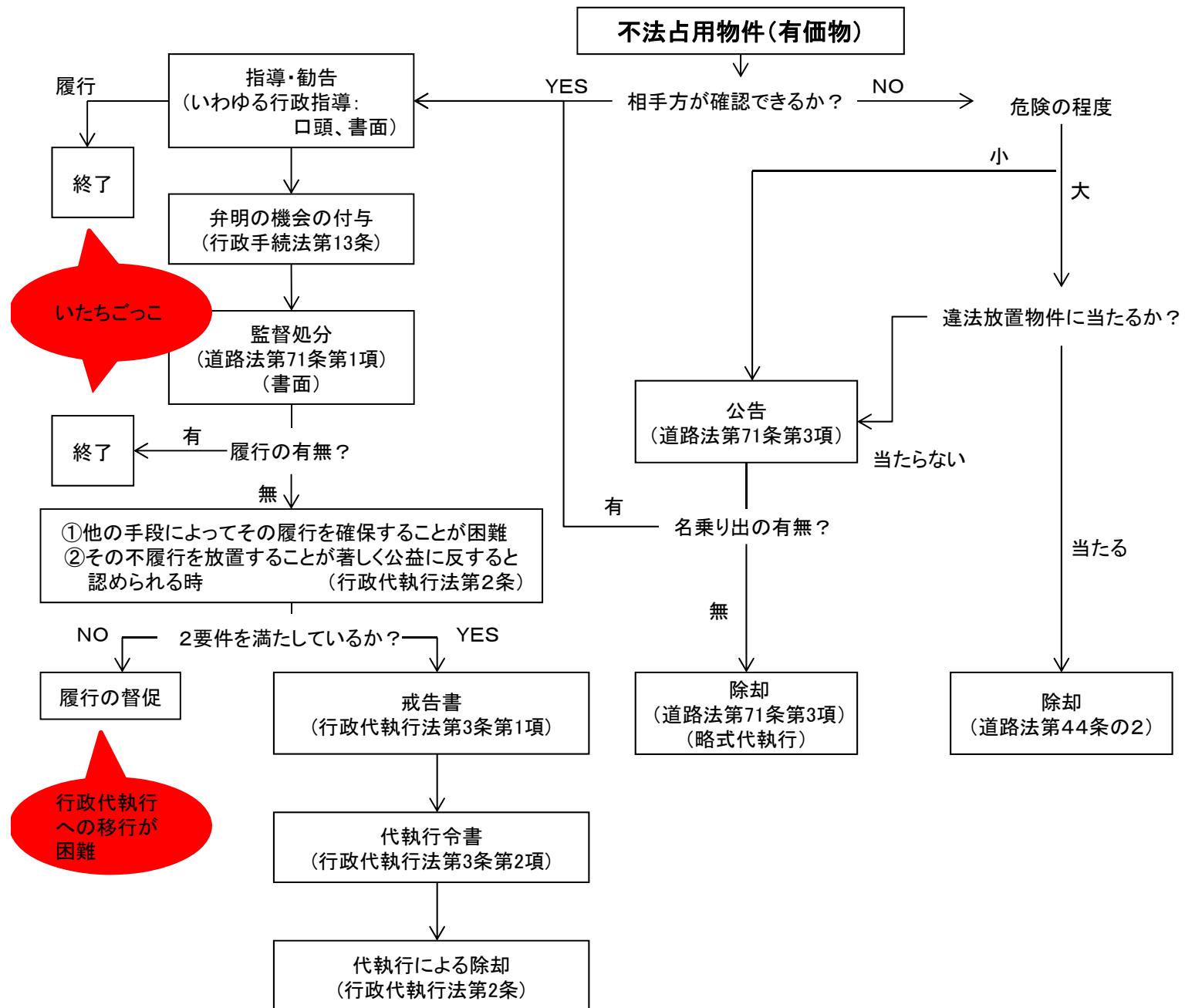
<有線ラジオ放送事業者の不法占用に対する占用料相当額の徴収>

有線ラジオ放送事業者が電柱に無断で通信線を添加するなどして不法占用していた事例につき、事業者との協議の結果、過去の占用料相当額の支払いを求めた事例がある。

### 問題点

- 占用料の滞納であれば国税滞納処分の例により強制徴収が可能であるが、不当利得返還請求の場合は強制徴収のためには民事裁判による確定判決が必要であり、徴収額に比べて業務負担が重い。
- 勝訴したとしても、本来支払うべき占用料額相当を支払うだけのため、不法占用の抑止効果は低い。

# (参考) 不法占用の対処フロー



<その他>

(無価物)  
道路清掃の一環として道路管理者が除却

(看板、のぼり旗等)  
屋外広告物条例の禁止区域内の一定の物件については、自治体が簡易除却  
※ 簡易除却の事務を道路監理者に委任している場合がある

(放置自転車)  
条例に基づき、自治体が撤去

(刑罰)  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

# (参考) 直轄国道における行政代執行等の実施状況



## ■ 道路法 § 71①に規定する監督処分の実施状況 (H18-22年度)

	中国地方整備局	九州地方整備局
実施時期	H22.6	H19.9
路線名	中国横断道姫路鳥取線	国道57号線
設置場所	道路予定地	高架橋下
物件名	野立看板	木材
数量	1	一
処分の内容	除却命令	除却命令
結論	行政代執行へ移行	監督処分を受け撤去

## ■ 道路法 § 71③に規定する略式代執行の実施状況 (H22年度実績)

組織名	時期(月)	路線名	設置場所	物件名	数量	代執行の内容
近畿	H22.6	163号	歩道部	家屋	1	撤去
九州	H23.3	225号	歩道部	ベンチ	3	撤去

## ■ 道路法 § 44の2に規定する違法放置物件の除去についての実施状況 (H18-20年度実績)

組織名	物件の種類	実施件数
中国	案内看板	1件

# (参考) 不法占用に対する行政代執行の事例

## 1. 概要

場所: 岡山県英田郡西粟倉村影石地内  
(中国横断自動車道姫路鳥取線(大原IC~西粟倉IC間))

相手方: A氏

概要: 上記高速自動車国道区域内(国有地)に、A氏が立て看板を設置し、  
不法占拠している状況。

## 2. 経緯

H 9.6 日本道路公団が、看板所在土地を買収

### H11.8 A氏が当該土地に看板設置(不法)

H17.1 国土交通省が、日本道路公団から当該土地を買収

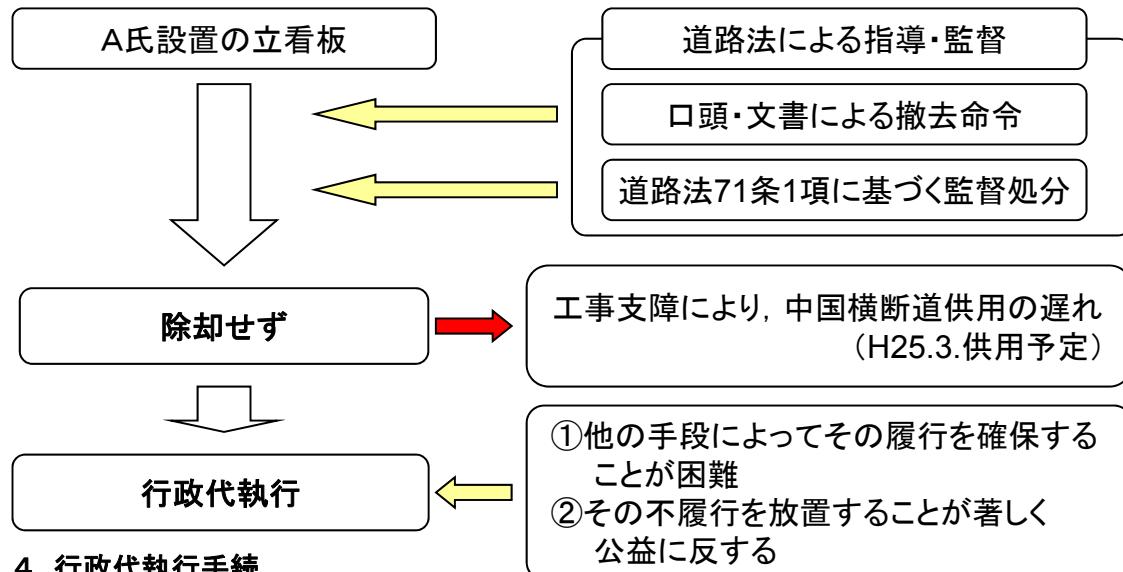
H21.6 当該看板を確認

H22.3 道路管理員(岡山国道事務所管理第一課長)による撤去勧告(文書)

H22.5 弁明機会付与通知(不利益処分(除却命令)に係る弁明機会付与)

### H22.6 監督処分(道路法71条1項)

## 3. 行政代執行の適否



## 4. 行政代執行手続

H22.7.29 戒告書送達(法第3条)

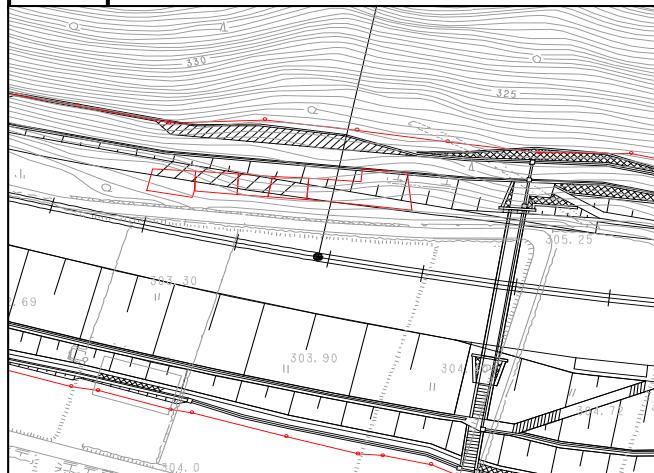
H22.8.18 代執行令書送達(法第3条第2項)

### H22.9.3 行政代執行実施

位置図



平面図



現場写真



## 2 不法占領に対する取組

## (1) 大阪市の取組

## 大阪市の道路管理の適正化について

大阪市建設局管理部路上違反物件担当：斎藤

- ・市内の市道、府道、国道の指定区間外部分の約3,800kmを管理
- ・大部分が古くから発達した「都心部」であり土地の高度利用も進み、経済活動（商店街も発達）も活発である
- ・道路区域内多くの電柱等の地上の物件や埋設物も含めて多くの占用物件が設置されているとともに、結果的に商品のはみ出しや、中には建物の一部も含めた不正使用、不法占拠物件が存在し、その対応に苦慮している

### ◎不法占拠対策

#### ○家屋・屋台等

小規模不占として、塀や建物の一部が道路にはみ出している事例は、約300件。そのほとんどは、戦後の早い時期に発生したもの。

特に通行に支障となるもの、悪質なものについては、是正指導・監督処分・行政代執行又は訴訟による対応を行っている。

### ◎不正使用対策

#### ○突出看板・日よけの適正化事業

平成元年から15年にかけて、各行政区に重点路線を設定し、許可申請をうながす事業に取り組んできたが、許可申請を提出した者としなかった者、許可申請になじまい物件等との不公平感から、十分な取り組みとならなかったことから、現在は「ゆめまち」等の市民協働による取り組みにより、道路利用のルールを理解頂いた上で、自主的な改善を求めている。

#### ○ゆめまちロードOSAKA

平成18年から市民協働手法による取り組みとして、道路の適正使用と美化に向け「放置自転車対策」「違反広告物対策」「ポイ捨て防止対策」の啓発活動を同時に実施する事業を実施している。現在、市内8地区で実施しており、参加団体は、地域住民や地域ボランティア・関係行政機関・商店会・鉄道事業者・学校等。

#### ○違反広告物の広告主に対する指導・規制

平成19年に屋外広告物条例を改正し、設置者・管理者だけでなく、広告主へも責任を求めてきた。重点路線（約80km）を設定して、職員によ

る実態調査を実施し、違反掲出件数の多い広告主に勧告文書を送付して、各店舗への是正指導を求めるている。

#### ○「かたづけ・たい」

平成14年度から、市民ボランティアによる路上違反簡易広告物撤去活動員制度を設け、はり紙・立看板・広告旗などの違反簡易広告物を撤去してもらっている。現在、222団体・4,610名の登録がある。撤去実績は平成15年度約116万枚、平成22年度は約5万枚。

#### ※課題

- ・効果的なペナルティーの創設
- ・代執行要件の緩和
- ・特例的な占用許可条件の検討

#### (参考)

#### ◎放置自転車対策

##### ○サイクルサポーター制度

平成17年に市民ボランティアによる放置自転車啓発指導員制度を設け、自転車駐輪場への誘導・放置自転車の整理など、適正な自転車利用の啓発・指導を行ってもらっている。

現在、116団体・1856名の登録がある。

##### ○自転車利用適正化事業「D o ! プラン」

放置自転車問題の解決に向けて市民協働による取り組みを行っている。

平成20年から3年間のトライアル期間を経て、23年度から市内24行政区で、地域住民や関係機関による協議会を設置し、地域問題である放置自転車対策の効果的実施に向けた取り組みを進めている。

##### ○児童絵画による放置自転車禁止の路面シート

放置自転車禁止の路面シートに小学生から募集した絵画を転写し、路面に貼付することにより、自転車利用者に対するマナー意識の向上や放置しにくい雰囲気作りを推進している。

22年度：港区（弁天町駅・朝潮橋駅）

23年度：北区（天神橋筋6丁目）、中央区（淀屋橋駅）、  
浪速区（JR難波駅）

## 「ゆめまちロードOSAKA」“みんなで考え、行動する” 道路を正しく利用する事業

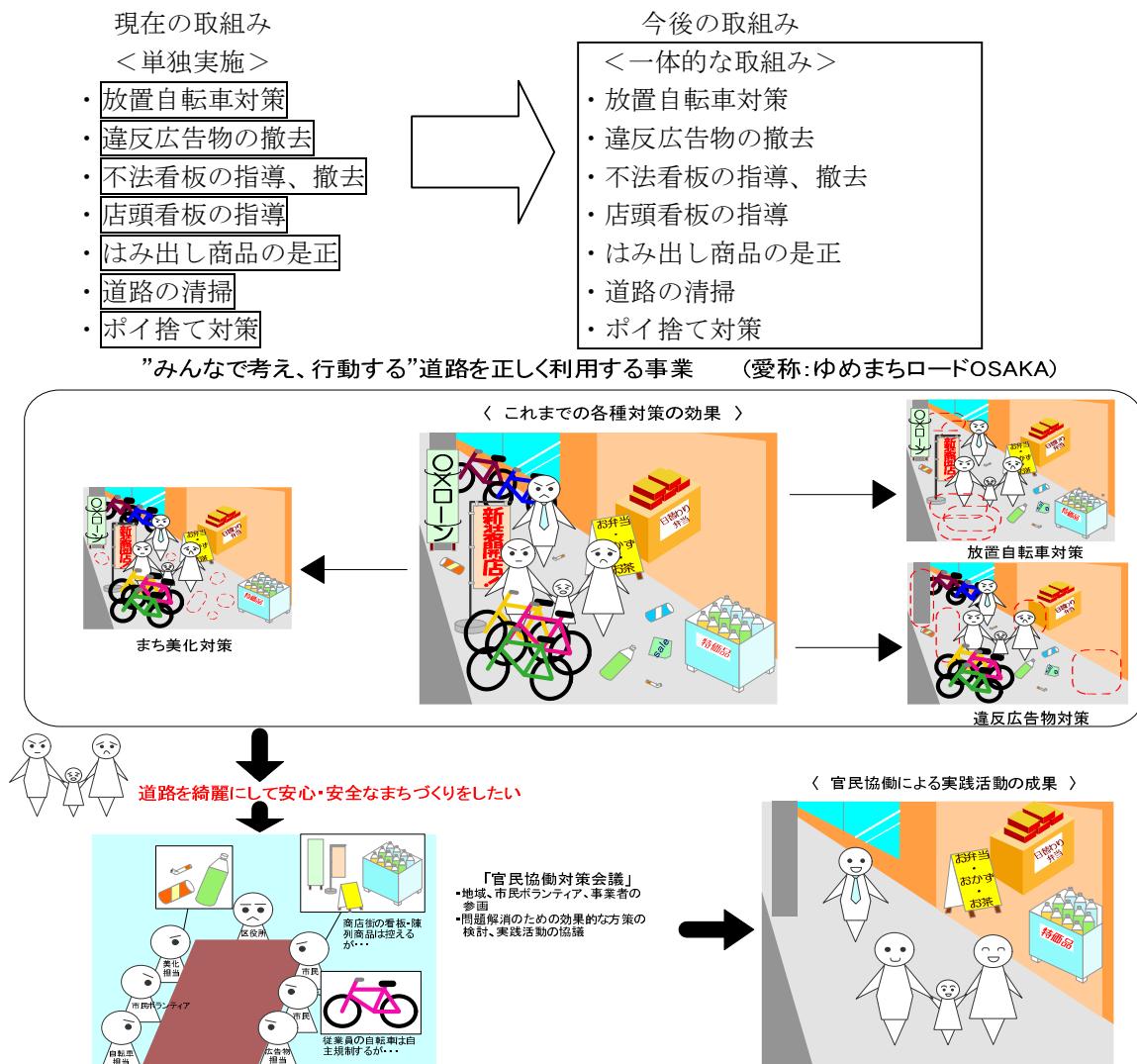
建 市 環 設 民 境 局 局 局

大阪市では、道路を適正に維持管理していくため、「放置自転車対策」「道路不正使用対策」「違反広告物対策」や道路清掃をはじめとする「ごみのポイ捨て防止対策」など、道路の適正利用、まちの美化に向けた各種対策を各担当課ごとに個別に進めてきました。

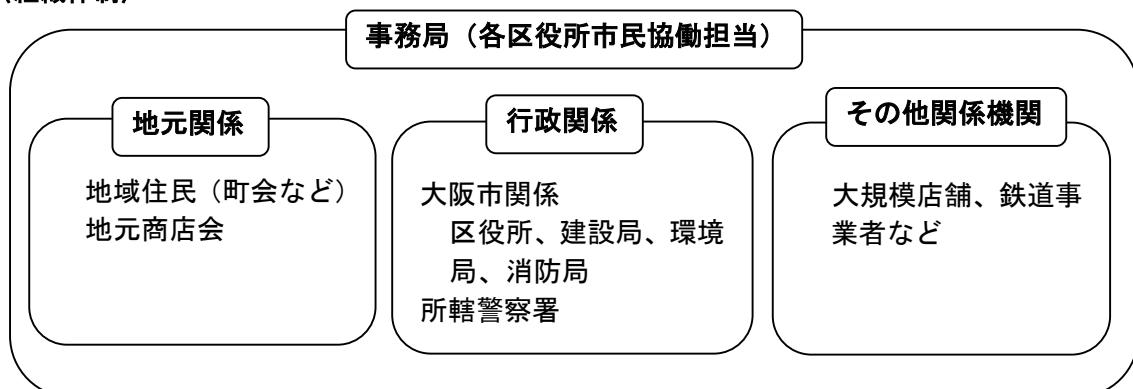
本事業“ゆめまちロードOSAKA”は、地域の問題改善に積極的な地域住民と関係機関が連携し、より効果的に各種対策を推進していくためのシステムとして平成18年に発足しました。

「道路をきれいにして安心・安全なまちづくりをしたい」と願う地域住民・市民ボランティア・事業者・行政が、同じテーブルを囲んで問題を整理し、対策を考える。さらに、それぞれの役割を分担して市民協働手法を用いて実践していく事業です。

### 〈事業イメージ〉



### 〈組織体制〉



## 違反簡易広告物対策について

### 大阪市内の違反広告物除却実績

年度	18	19	20	21	22
撤去枚数	544,887	430,724	572,277	516,654	317,909

### 平成 22 年度違反広告物除却結果

区分	延べ人数 (人)	はり紙 (枚)	立看板・はり札等 (枚)	計 (枚)	実施距離 (km)
直営（工営所）	4,926	89,347	17,038	106,385	17,784.3
共同 (関西電力・NTT 西日本)	1,857	31,365	5,096	36,461	9,424.8
地域安全対策（区役所）	—	27,583	0	27,583	—
業者委託	853	72,099	6,345	78,444	3,917.6
施設管理者	関西電力	18,084	673	18,757	4,561.2
	大阪国道事務所	103	185	288	230.2
かたづけ・たい ※	—	42,332	7,659	49,991	—
合 計	8,650	280,913	36,996	317,909	35,918.1

※ 「かたづけ・たい」団体数、活動員数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

244 団体（うち法人 29 団体）、4,867 名（うち法人 905 名）

### 平成 21 年度

区分	延べ人数 (人)	はり紙 (枚)	立看板・はり札等 (枚)	計 (枚)	実施距離 (km)
直営（工営所）	7,780	214,767	22,872	237,639	24,738.7
共同 (関西電力・NTT 西日本)	1,945	55,768	5,289	61,057	10,154.4
地域安全対策（区役所）	—	44,770	0	44,770	—
業者委託	1,477	71,564	13,509	85,073	4,040.8
施設管理者	関西電力	21,378	519	21,897	3,693.7
	大阪国道事務所	3,381	735	4,116	847.2
かたづけ・たい ※	—	55,207	6,895	62,102	—
合 計	12,221	466,835	49,819	516,654	43,474.8

※ 「かたづけ・たい」団体数、活動員数（平成 21 年 5 月 1 日現在）

256 团体（うち法人 30 団体）、4,968 名（うち法人 924 名）

## 《路上違反簡易広告物撤去活動員制度》

### 『かたづけ・たい』の概要



大阪市では、道路上にあふれるはり紙やのぼり旗などの違反簡易広告物を市民の皆さんのが撤去できる制度（愛称：「かたづけ・たい」）を設けています。

これは、大阪市が道路上にあふれるはり紙、立看板、広告旗などの違反簡易広告物を市民の皆様にも撤去していただけるよう平成14年度から始まった制度です。

現在、市民団体、法人あわせて約220団体、約4,600名の登録があります。平成22年度約5万枚の違反簡易広告物が「かたづけ・たい」によって撤去されており、この数字は大阪市内で除却される総数の約16%を占めています。

#### 「かたづけ・たい」になるには

- 市内に居住又は勤務される18歳以上の方、2名以上で構成された団体。  
住民団体だけではなく、企業等の法人も応募できます。
- 法令等の講習会（1時間程度）を受講していただきます。

#### 「かたづけ・たい」の活動とは

- 活動は無償でお願いするボランティア活動です。
- 法令上の撤去要件を満たしている道路上の違反簡易広告物で、一般商業広告物を撤去していただきます。（政治活動等を目的とした広告物は本市が対処します。）
- 活動は必ず2名以上で、本市が交付する活動員証明書を携帯し、腕章を着用していただきます。
- 活動に必要な道具（ニッパー、手袋、ごみ袋等）を本市が提供します。
- 活動中の事故に備えて、ボランティア保険に加入します。

#### 「かたづけ・たい」の活動状況

- 団体数：220（内法人30）（平成24年3月1日現在）
- 活動員数：4,963名（内法人924名）（平成24年3月1日現在）
- 除去枚数：49,991枚（平成22年度実績）

#### ○行政区別「市民団体」分布状況（平成24年3月1日現在）

行政区	団体数	活動員数	行政区	団体数	活動員数	行政区	団体数	活動員数
北区	11	229	天王寺区	6	26	城東区	6	77
都島区	2	13	浪速区	1	11	鶴見区	4	216
福島区	0	0	西淀川区	5	62	阿倍野区	10	235
此花区	2	24	淀川区	9	201	住之江区	13	334
中央区	24	574	東淀川区	13	96	住吉区	22	308
西区	2	52	東成区	7	91	東住吉区	9	332
港区	2	146	生野区	6	110	平野区	16	227
大正区	4	120	旭区	6	56	西成区	8	163

## 児童絵画による路面シート



## (2) 東京都の取組

# 東京都における不法看板適正化の取組

平成24年5月16日  
東京都

## ◆突出・壁面看板の不法占用に対する取組 ・看板適正化事業

- 看板実態調査による状況把握
- 看板設置者への働きかけ強化
  - －齊文書指導、訪問個別指導、  
チェーン店については本部への直接指導
- 平成16年度に許可申請を促すインセンティブとして、  
従来、表示面積2m<sup>2</sup>以下の看板についてのみ占用  
料を全額免除していたが、表示面積3～5m<sup>2</sup>の看  
板についても2m<sup>2</sup>分を減免対象とする

## ・看板設置者への働きかけ強化

- 一斉文書指導

看板実態調査の結果を基に、不適合看板、未許可看板、許可未更新看板の所有者に文書により指導

- チェーン店への直接指導

未許可看板等の是正について本部へ直接指導

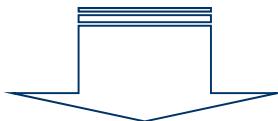
## ・効果

- 許可率が向上することで、規格を逸脱した大きな看板、安全性の確保が不十分で落下の危険性のある看板などが撤去・改善された。
- 占用許可制度の公平性が確保された。

## ◆置き看板等に対する取組

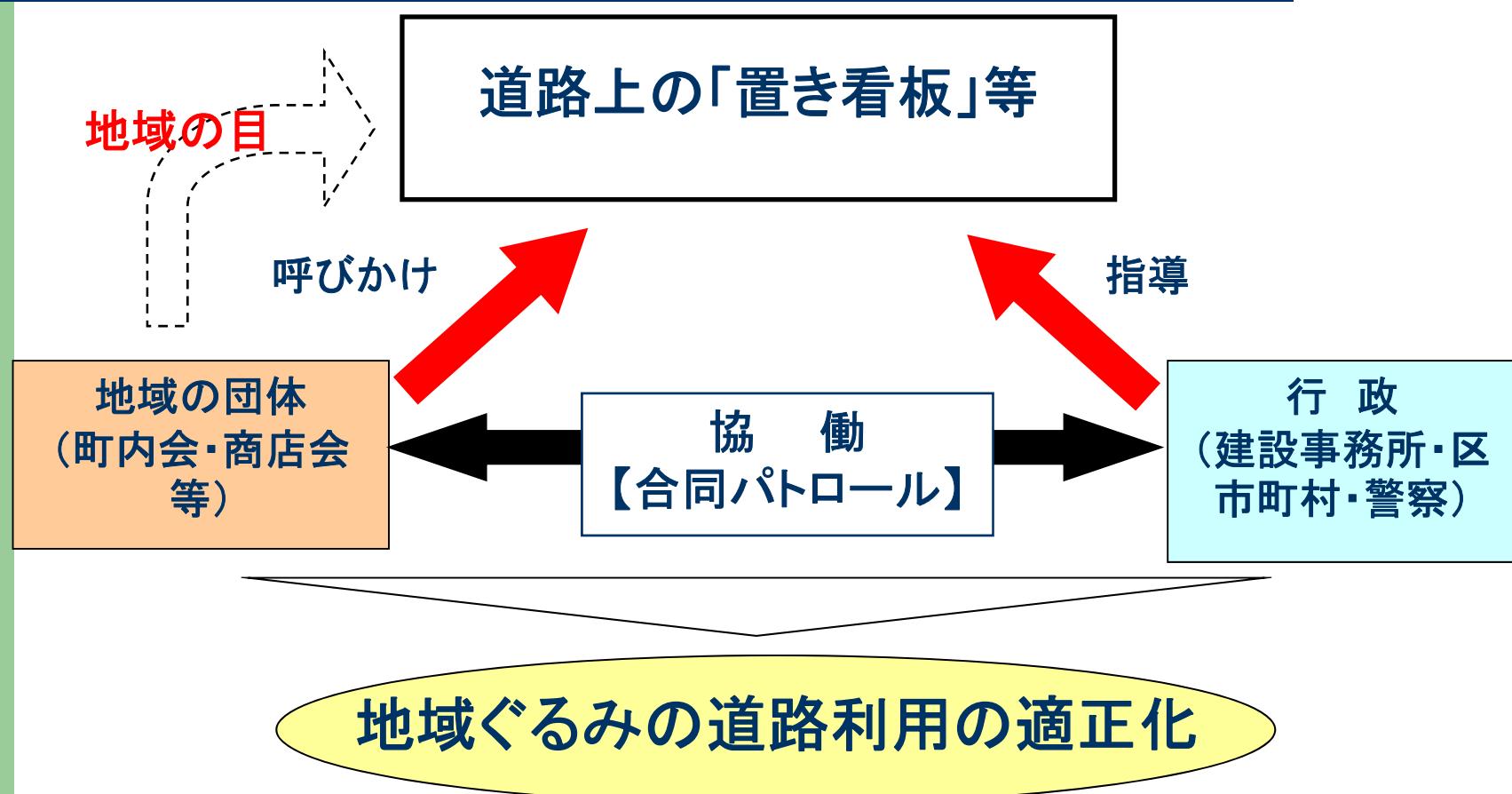
### ・合同パトロールの実施

- 道路上の不法看板等を解消するには、行政の是正指導のみでは限界がある。



- 区市町村や地元警察、商店街、自治会等の地域住民と共に**合同パトロール**を行い、置き看板等による道路の不法占用状態の改善に努めている。

地域と行政、警察が協働し、道路上にはみ出ている置き看板等の注意喚起を行い、道路利用の適正化を推進する。



### (3) さいたま市の取組

## 違反広告物対策について

### 1. 屋外広告物の表示について

屋外広告物を表示するには、原則として、市の許可を受けなければなりません。また、許可を得るには、さいたま市屋外広告物条例（以下「条例」という。）に規定する、許可の基準を満たしていないなりません。

### 2. 禁止地域、禁止物件及びはり紙等の禁止物件の指定

条例では、以下のとおり禁止地域等を指定しており、これらの地域又は場所に屋外広告物を表示することは原則できません。

禁止地域 【条例第3条】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、風致地区、生産緑地地区</li> <li>・ 道路及び鉄道等の市長が指定する区域 (指定区域：高速自動車国道、自動車専用道路、新幹線鉄道、東日本旅客鉄道、東武鉄道、埼玉高速鉄道)</li> <li>・ 駅前広場</li> </ul>
禁止物件 【条例第4条】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街路樹及び路傍樹</li> <li>・ 信号機、道路標識、歩道さく、こま止め及び里程標</li> <li>・ 電柱、街路柱その他これらに類する物で、市長が指定するもの</li> </ul>
はり紙等の禁止物件 【条例第5条】	<p>上記以外の電柱、街路柱その他これらに類する物で市長が指定する道路及びこれらに面する場所に存するもの (指定区域：国道及び県道の市内全区間並びに市道)</p>

### 3. 簡易除却について【法第7条第4項】

「はり紙」「はり札」「広告旗」「立看板」の違反広告物については、以下の要件を満たしている場合、代執行によらない簡易な除却を行うことができます。

「はり紙」は、「はり札」「広告旗」「立看板」は 及び に該当する場合  
要件

条例に違反していることが明らかであること

(主に禁止地域等に設置されている場合等)

管理されずに放置されていることが明らかであること

### 4. 簡易除却対象以外の広告物について

#### (1) 実体

道路上に掲出されている「置き看板」の簡易除却の要件に該当しないものについては、市民からの苦情があった際に、是正指導（主に口頭）を行っております。（体制：道路管理者、屋外広告物所管課）

#### (2) 課題

- ・ 是正指導のみで、すぐに撤去をすることができない。
- ・ 略式代執行で行うことは可能だが、手続き（措置命令、広告物を除却する旨の告示など）が煩雑になってしまう。
- ・ 上記のような状況から、是正指導後、一時的に広告物を下げるが、すぐに再掲出されてしまう。

### 5. 違反広告物の撤去状況

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
撤去件数	98,321	96,067	89,468	83,769	44,773

内訳は、「はり紙」「はり札」が大部分を占めます。

## 屋外広告物の指導に関する写真



指導風景



除却風景

北部管理課  
保管場所



南部管理課  
保管場所



## 放置自転車対策について

### 1 . 放置禁止区域の指定と面積

市内 31 駅、市外 1 駅（北戸田駅）の 32 駅に対して、駅を中心に概ね半径 300m の範囲を基本に現地の街区や道路の状況などを勘案し区域の指定を行い、現在その面積は、1,139.79(ha) となっています。

### 2 . 主な放置自転車等対策

#### 放置自転車等の監視業務

放置自転車等監視員（委託）による駐輪場への案内誘導を中心とする協力のお願いと警告札の張付を行っています。

#### 放置自転車等の撤去業務（主に通勤・通学者による放置自転車を対象）

平日の午前 9 時から警告札の付いた自転車を撤去しています。

### 3 . 広報・啓発活動

放置自転車対策のひとつとして実施している放置自転車等監視員による監視業務の他、次の活動を行っています。

#### 放置自転車追放ポスターコンクール（年 1 回）

放置自転車に対する関心を児童のうちから高めるとともに、各家庭から放置自転車追放の意識の高揚を図ることを目的とし、毎年、市内の小学生全学年を対象にポスターコンクールを実施しています。

#### 大宮駅・浦和駅周辺繁華街環境浄化パトロール（年 1 回）

大宮駅と浦和駅周辺の犯罪を減らすため、「環境美化活動」「違法看板撤去・ビラはがし」及び「パトロール・防犯啓発」に係るキャンペーンとともに、「放置自転車対策」に係るキャンペーン活動を埼玉県警察とタイアップして行っています。

「交通安全教室」との連携〔H23 年度は 133 箇所（小学校 64 校、老人会 30、その他 49 箇所）〕

小学校、自治会、老人会等を対象に、警察 O B による「交通安全教室」を毎年開催しているなかで、講話の際、自転車の放置防止の呼びかけをあわせてしています。

### 4 . 放置自転車の撤去台数等の推移

年 度	撤 去 数	返 還 数	再生整備等	売却他	備 考
平成13年度	44,867台	22,303台	1,724台	19,180台	
平成14年度	46,400台	23,772台	1,884台	21,373台	
平成15年度	51,273台	26,074台	1,883台	22,762台	
平成16年度	46,732台	25,074台	2,171台	21,064台	
平成17年度	51,051台	26,393台	2,352台	21,865台	
平成18年度	49,114台	27,689台	2,485台	19,745台	
平成19年度	40,936台	23,279台	1,733台	18,601台	
平成20年度	40,422台	24,481台	1,902台	13,591台	
平成21年度	36,895台	22,486台	2,068台	14,752台	
平成22年度	31,973台	19,527台	1,564台	11,360台	
平成23年度	29,701台	18,719台	1,482台	9,280台	

再生整備：120 台が再生自転車海外譲与、その他がシルバー人材センターへ売却

売 却 他：入札による古物商への売却及び廃棄

○ 放置自転車撤去直後の状況（平成 22 年 5 月撮影）

〔対策前〕



大宮駅西口二橋中央通り  
北側パチンコ店前

〔対策後〕



裏大宮駅西口アルシェビル  
裏レンガ通り



大宮駅西口



大宮駅東口仲銀座通り  
パチンコ店前



大宮駅東口



大宮駅東口中山道と  
一の宮通りとの交差点付近

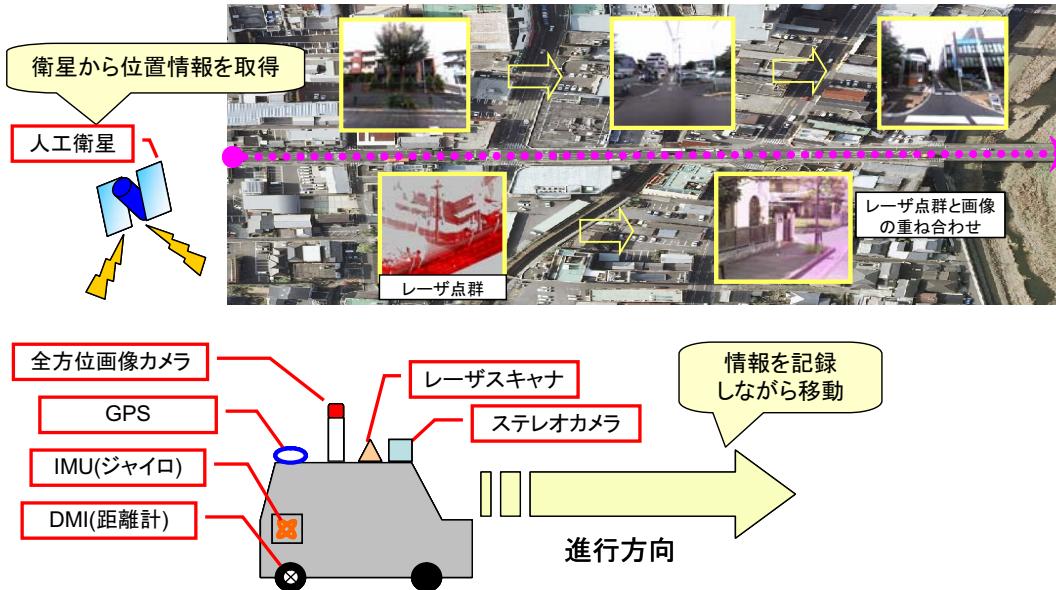


大宮駅東口

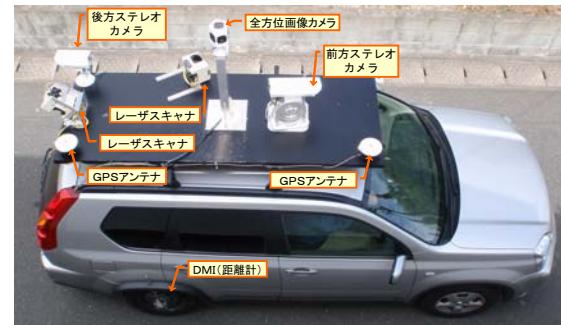


## (4) 福岡市の取組

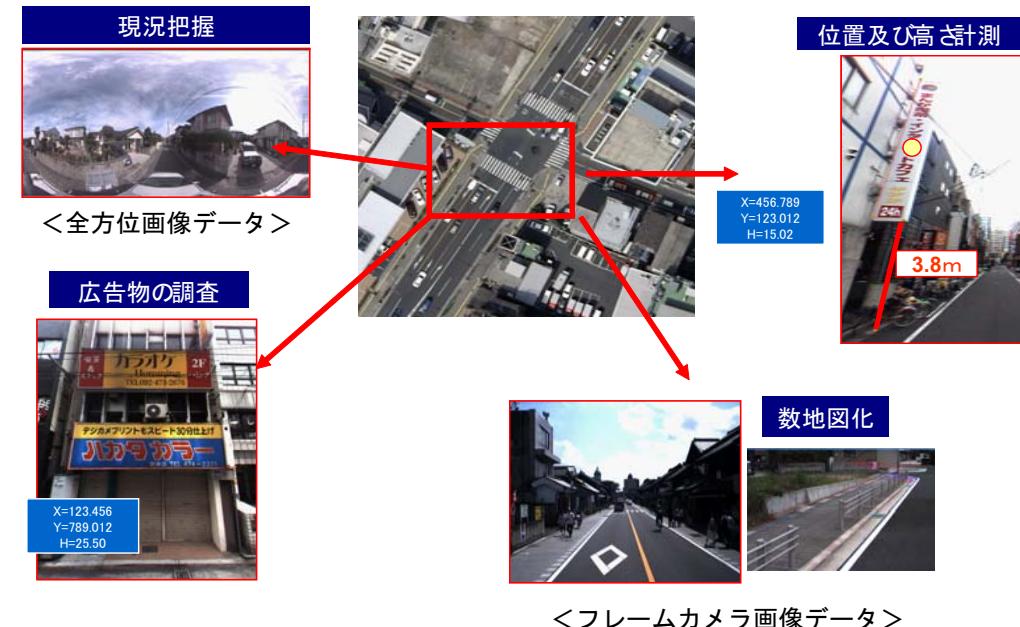
## 1. 調査の方法



## 2. 福岡市内を撮影した車両



## 3. 取得データの概要



## 4. 調査手法の利活用事例（案）

### 住宅都市業務での利活用事例

- 屋外広告物の調査・適正化
- 突出看板の調査・適正化(道路占用)
- 彫刻・ストリートアーティチャー調査
- 土地利用調査
- 街路樹・植樹樹の管理
- 危険樹木の把握

### 固定資産業務での利活用事例

- 現況の把握
- 償却資産の把握
- 価格形成要因調査支援
- 家屋状況把握

### 道路管理業務での利活用事例

- 道路台帳要素の把握
- 舗装種別状況の把握
- 道路付属物の把握
- 道路占用物の把握(バス停のベンチなどの把握)
- 道路構造物の管理

### その他の利活用事例

- 防災・災害対策での利用
- 消火栓、防火水槽位置把握
- 現地調査の代替
- 海抜・地盤高の把握
- 空間上の2点間の距離計測
- 建物名称、広告物表示による検索・名寄せ

# 福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例

平成14年12月19日  
条例第60号

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、ピンクちらし等が市内に氾濫しており、このことが青少年の健全な育成を阻害するとともに市の美観風致を損なっていることの重大性にかんがみ、ピンクちらし等を掲示し又は配置する行為等を処罰するとともに、何人もこの条例に違反して掲示され又は配置されたピンクちらし等を除却し、又は廃棄することができる旨並びに市、事業者及び市民の責務について定めることにより、ピンクちらし等の根絶を図り、もって青少年の健全な育成及び市の美観風致の維持に資することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において「ピンクちらし等」とは、次の各号のいずれかに該当する内容及び電話番号等の連絡先を記載したはり紙、はり札、立看板、ビラ、パンフレットその他これらに類する文書図画であつて、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表し、又は推測させるものをいう。

(1) 性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿、水着姿、制服姿等の写真又は絵

(2) 性的好奇心をそそる文言

### (市の責務)

**第3条** 市は、第7条第1項の規定に違反して掲示され又は配置されたピンクちらし等の除却に努めるとともに、啓発その他のピンクちらし等の根絶に関する施策を実施するものとする。

### (電気通信事業者等の責務)

**第4条** 電気通信事業者等（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。次条において同じ。）は、自己の管理する建築物その他の工作物に対してピンクちらし等の掲示又は配置が行われないための対策を講ずるよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

**第5条** 事業者（電気通信事業者等を含む。第13条において同じ。）は、第7条第1項の規定に違反して自己の管理する建築物その他の工作物に掲示され又は配置されたピンクちらし等を発見した場合には、速やかに当該ピンクちらし等を除却するよう努めるものとする。

### (市民の責務)

**第6条** 市民は、市が実施するピンクちらし等の根絶に関する施策に協力するように努めるものとする。

## 第2章 禁止行為

(掲示等の禁止)

**第7条** 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆の用に供する建築物内又は公衆の見やすい屋外の場所に、ピンクちらし等を、はり付けその他の方法により掲示し、又は配置してはならない。

2 何人も、ピンクちらし等を、前項に規定する場所にはり付けその他の方法により掲示し、又は配置することを目的として所持し、又は携帯してはならない。

(頒布の禁止)

**第8条** 何人も、ピンクちらし等を頒布し、又は頒布することを目的として所持し、若しくは携帯してはならない。

(住居に配ること等の禁止)

**第9条** 何人も、人の住居にピンクちらし等を配り、若しくは差し入れ、又は配り、若しくは差し入れることを目的として所持し、若しくは携帯してはならない。

## 第3章 除却等

(除却)

**第10条** 何人も、第7条第1項の規定に違反して、はり付けその他の方法により掲示され、又は配置されたピンクちらし等を除却し、又は廃棄することができる。

2 何人も、正当な理由なく、前項の規定による除却又は廃棄を妨害してはならない。

3 第1項の規定による除却及び廃棄は、この条例の目的に従って、適切に行わなければならない。

4 市は、第1項の規定による除却及び廃棄が適切に行われるよう、講習の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(除却命令)

**第11条** 市長は、第7条第1項の規定に違反して、ピンクちらし等をはり付けその他の方法により掲示し、若しくは配置した者又はこれらの行為をさせた者に対し、当該ピンクちらし等の除却を命ずることができる。

## 第4章 雜則

(委任)

**第12条** この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民等の意見)

**第13条** 市は、隨時、この条例の規定又は施行の状況等に関して出される市民、事業者等の意見を聴くよう努めなければならない。

## 第5章 罰則

(罰則)

**第14条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第7条第1項の規定に違反してピンクちらし等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置した者

(2) 第11条の規定による命令に違反した者

2 第7条第1項の規定に違反してピンクちらし等をはり付けその他の方法により掲示し、若しくは配置した者又は同条第2項の規定に違反してピンクちらし等を所持し、若しくは携帯した者は、100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

**第15条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年3月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

3 市は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成15年3月13日条例第33号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年5月1日から施行する。

(経過措置)

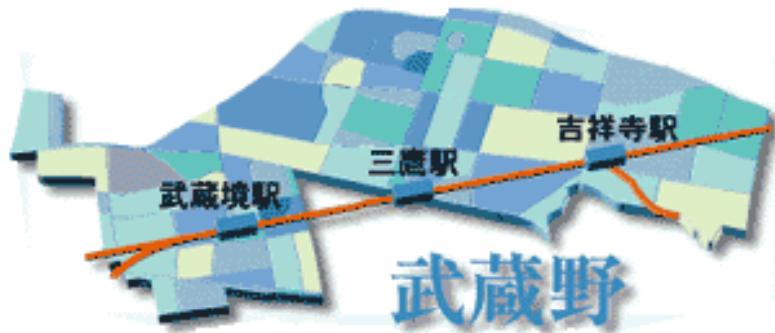
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (5) 吉祥寺活性化協議会の取組

# ○ 吉祥寺活性化協議会の概要

## ■ 吉祥寺活性化協議会について

- 平成3年に武蔵野商工会議所及び吉祥寺地区の発展に意欲を持つ約50の団体が協力して設立した任意団体である。
- 吉祥寺地区の商業活動の発展を通じて街の活性化を図り、より魅力的なまちづくりを行うことを目的としている。
- 協議会には、2つの部会(街づくり検討部会・商店会部会)及び5つの委員会(交通対策委員会・環境整備委員会・文化観光イベント委員会・販売企画委員会・広報情報企画委員会)が設置されており、道路の不法占用についての取組は環境整備委員会において環境浄化活動として実施している。



武蔵野市の市域（出典：武蔵野市HP）



環境浄化活動 実施範囲

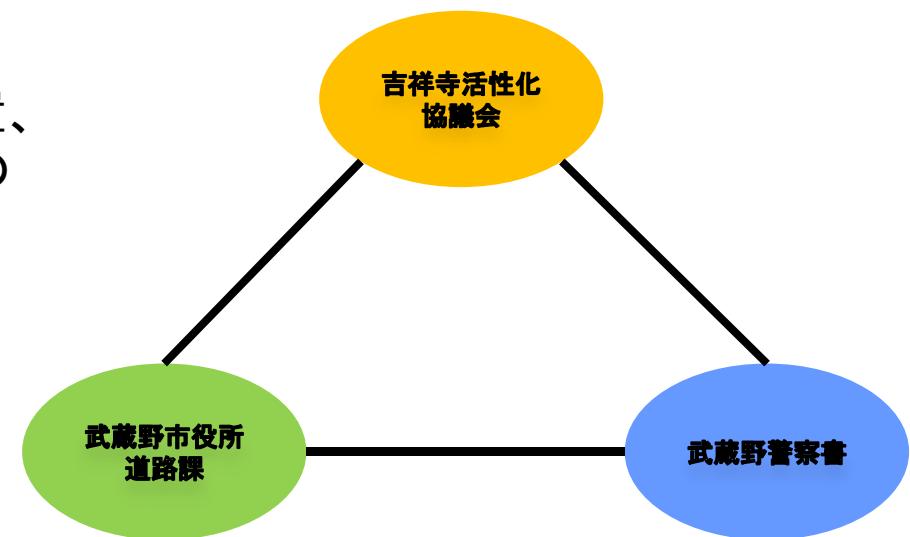
# ○ 吉祥寺活性化協議会の取組について

## ■ 環境浄化活動の導入の経緯

- キャッチセールスや風俗営業や飲食店等の違法看板の増加に対する苦情が多発し、それが街全体のイメージダウンとなっていた。
- キャッチセールスや道路上の違法看板など、街の環境を悪化させていたものをなくすことにより、「歩いて買い物ができる街」としての吉祥寺の魅力の向上を図り、ひいては各店舗の売上げ増加につなげたいという考えに基づき、平成6年より環境浄化活動を開始した。

## ■ 環境浄化活動とは

- 露天商、キャッチセールス、違法看板等設置、商品棚の道路へのはみ出し設置、大音量での客寄せ行為に關し、吉祥寺活性化協議会、武蔵野警察署、武蔵野市役所とで協力をして道路使用の見まわりを行うもの。
- 毎月1回の見まわりを実施しており、平成6年以降通算140回を数える。



## ○ 吉祥寺活性化協議会の取組について

### ■ 環境浄化活動の実施

- 吉祥寺活性化協議会:20名、武蔵野警察署:10名、武蔵野市役所:10名の計40名程度で、いくつかのグループに分かれて見まわりを実施。
- 見まわりの日時については、吉祥寺活性化協議会から行政側(武蔵野警察署、武蔵野市役所)へ提示をして決定している。
- 時間帯は、大半の店舗が営業していると考えられる16時～17時の間に実施。また、この時間には営業をしていない業種(居酒屋など)については、各商店会の方が個別に声掛けをしている。
- 例年、8月及び12月は重点月間として、2日間にわたって見まわりを実施している。



## ○ 吉祥寺活性化協議会の取組について

### ■ 環境浄化活動による指導内容

- 活動の実施にあたって、違法看板等について強制的に撤去をするのではなく、口頭による指導を粘り強く実施することにより、看板等の道路区域内からの自主的な撤去を促すこととしている。
  - ➡ 同じ商店街の一員からの指導であるため、応じてもらえる者が多いものの、いたちごっこなり、指導前の状況に戻ってしまう者もいるため、取組のコンセプトを理解してもらうべく、粘り強く指導を繰り返すこととしている。
- 指導をする相手方がテナントである場合には、建物のオーナーを介して指導をするなどの工夫をしている。

### ■ 吉祥寺活性化協議会からの意見・要望

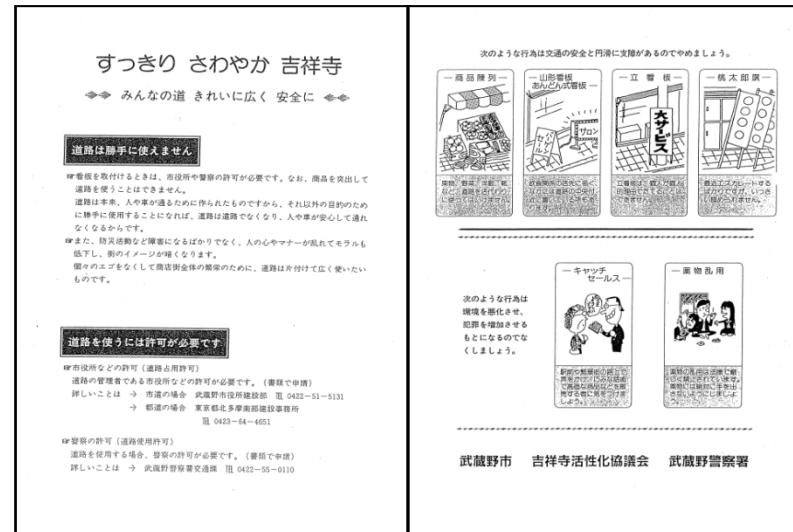
- 指導の際に、「何の資格があつて指導をしているのか？」と問われることがあるため、国交省の認定資格などの制度があると、指導が実施しやすくなる。
- 会費のみで運営をしているため、費用面で限界がある。そのため、チラシを印刷するための費用など、金銭面でも応援してもらえる仕組みが欲しい。
- 環境浄化活動による指導では対処できない悪質な商店等に対して、強制的な撤去ができる権限、若しくは罰金を徴収できる権限を、武蔵野警察署や武蔵野市役所に付与して欲しい。

# ○ 吉祥寺活性化協議会の取組について

## ■ 吉祥寺において商店街と行政が連携した取組を実施・継続できていることの理由

- 吉祥寺という街において、「歩いて買い物ができる街」というコンセプトを確立し、広く商店街の間で共有したこと。また、そのコンセプトを活かすために環境浄化活動を実施することについて、街のコンセンサスを取り付けたこと。
- 吉祥寺活性化協議会の取組は、道路上に設置された違法看板の撤去だけに特化したものではなく、防犯対策や放置自転車対策など、行政側が抱える問題を広く対象としたことにより、武蔵野警察署、武蔵野市役所が協力をしやすい環境を整えたこと。
- 強制的な指導をするのではなく、地縁的な人間関係による柔らかな規制によって、各店舗の環境への意識を高めていったこと。
- 吉祥寺活性化協議会の事務局を武蔵野商工会議所が担うことにより、行政と商店街が継続的に連携をしやすい環境を整えたこと。

(参考)吉祥寺活性化協議会のチラシ



## (6) 銀座通連合会の取組

# 銀座地区における道路の不法占用物対策

一般社団法人 銀座通連合会  
環境安全委員長 谷澤 信一

## I 銀座通連合会の概要

### ① 最大最古の老舗商店会

### ② 沿革：銀座通りと晴海通りの住民の会が合併

大正 8 年(1919 年) 銀座通り京橋～新橋間の住民で「京新聯合会」が発足。

昭和 5 年(1930 年) 銀座 8 丁の成立と共に「銀座通聯合会」に改称。

昭和 25 年(1950 年) 晴海通り(当時は銀座中央通り)沿道の銀座中央通会と合併。

昭和 42 年(1967 年) 銀座通り大改修工事 (翌年 10 月完成)。

昭和 43 年(1968 年) 明治百年記念「大銀座祭り」を実施(1999 年まで 32 回継続)。

昭和 45 年(1970 年) 歩行者天国が始まる。シャンゼリゼ商業連合会と姉妹提携。

昭和 60 年(1985 年) 銀座通り・晴海通りで環境安全運動が始まる。

平成 8 年(1996 年) 銀座のホームページを開設。

平成 9 年(1997 年) ゴミ深夜収集開始。

平成 13 年(2001 年) シンガポール/オーチャードロードと姉妹提携。全銀座会発足。

平成 17 年(2005 年) 東京国道事務所による「銀座通り景観検討委員会」の設立。

平成 18 年(2006 年) 國土交通省主催国際コンペで銀座通り照明灯デザインが決定。

平成 19 年(2007 年) 第 1 回東京マラソン開催。「銀座ガイド」発足。

平成 23 年(2011 年) 銀座通りに無線スピーカー・防犯カメラを設置。

### ③ 会のスローガン

次の 3 条から成る「銀座憲章」を昭和 60 年(1985 年)に策定しております。

銀座は 創造性ひかる 伝統の街

銀座は 品位と感性たかい 文化の街

銀座は 國際性あふれる 楽しい街

### ④ 主な活動

銀座振興に必要なこと、清掃・治安・官庁折衝・催事・情報収集・環境整備など。

・銀座全体が一体となって行う環境安全運動

～置看板対策、放置自転車対策、自転車・観光バス・宣伝車・工事車両指導など。

・治安・安全への取り組み～銀座震災訓練、無線スピーカー・防犯カメラの設置。

・全銀座会催事

## II 銀座通連合会の道路の不法占用に対する取組

### 1. 銀座における不法占用物に対する考え方

☆ひとたび治安が悪化し、街の美観が損なわれれば、あつという間に街のイメージが崩れ、人の足が遠のきかねないという危機感があり、官民街ぐるみで環境安全運動を行ってきました。道路上の不法占用物は街のイメージ悪化に繋がります。

1) 環境安全運動開始(昭和 60 年 1985 年)の時代的背景～官民共同なればこそその成果

2) 日常の活動

街を清潔に保つ、安心安全を維持するため、相応の負担をしています。

～銀座域ビルメンテナンス会社による銀座通り・晴海通りの清掃及び歩行者天国のバリアード並べ。銀座域警備会社によるパトロール。

3) 銀座の不法占用物件

看板、宝くじ売場、チラシ配り、自転車(駐輪)、オートバイ(駐車)、移動物売り

### 2. 銀座ガイドについて

1) 導入の経緯～警察の支持で誕生が「銀座ガイド」活動のバックグラウンドです。

2) パトロールの体制・内容

☆治安維持崩壊の端緒となり得るチラシ配り・勧誘、不審物・不審者への警戒が銀座ガイド活動のベースにあり、築地警察署よりバックアップを頂いております。

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| ・ 歩道を走行する自転車への注意     | ・ 買い物客や観光客への地理案内   |
| ・ 歩行者天国内を走行する自転車への注意 | ・ 路上駐車中の観光バスの案内・誘導 |
| ・ 横断禁止場所を渡る歩行者への注意   | ・ 放置自転車への警告カード取り付け |
| ・ 店の置き看板設置場所の指導      | ・ チラシ配り、勧誘行為への指導   |

3) 銀座ガイドによる不法占用物件への対応策

### 3. 銀座域路上看板等自主対策～看板掲出対策部会の創設

1) 発端は平成 21 年 2 月の警察署からの要請による

2) 銀座域看板掲出対策部会 検討経過

2/27(第 1 回) 趣旨説明。 大手不動産会社、ビルオーナー、全銀座会会員が出席。結論～集客の必要性もあるので、何らかの形で基準を統一する必要あり。交通支障とならぬ様自己規制すべき。3/9 までにアンケートを募り対策を検討。

3/13(第2回) アンケート結果に基づく対策協議。

結論～アンケート内容を参考にして、各通り会・町会等で建物側からの許容せり出し幅の協議を頂き、自主規制を各町会・通り会毎にお考え頂くこととなりました。

2月～3月 銀座ガイドによる銀座域看板掲出状況調査を実施。それに基づき

4月 各町会・通り会に自主規制内容を問う質問票を配布し返信頂いた。

7月 銀座地域における路上の置き看板等自主対策実施の件配布開始。

#### 4. 出張看板の対策

銀座ガイドによる出張看板マップの作成、警告書貼付、写真撮影。

出張看板撤去風景

#### 5. 立て看板、捨て看板の対策

- イ) いきなり撤去は出来ないので、銀座ガイドが看板の設置状況及び改善が必要な度合いを店舗従業員→店長→経営者に行き渡る様繰り返し要望します。張り出し度合いが大きい場合は、店側に引き戻す様要望します。
- ロ) 強固な鎖で繋がれたものは中央区に連絡して撤去して頂く。
- ハ) 商工案内図は、当該敷地所有者に判断を仰ぎ、即刻撤去しております。

#### 6. 課題

- ・ビルオーナーの多様化～看板是正等への申入れでビルオーナーへ行きつけない。
- ・付きまとい型の美容室～違法ぎりぎりの顧客開拓。キャッシュセールスに近い。
- ・銀座の国際性に目を付け、来日中国客への中国語による政治批判(法輪功等)街宣。

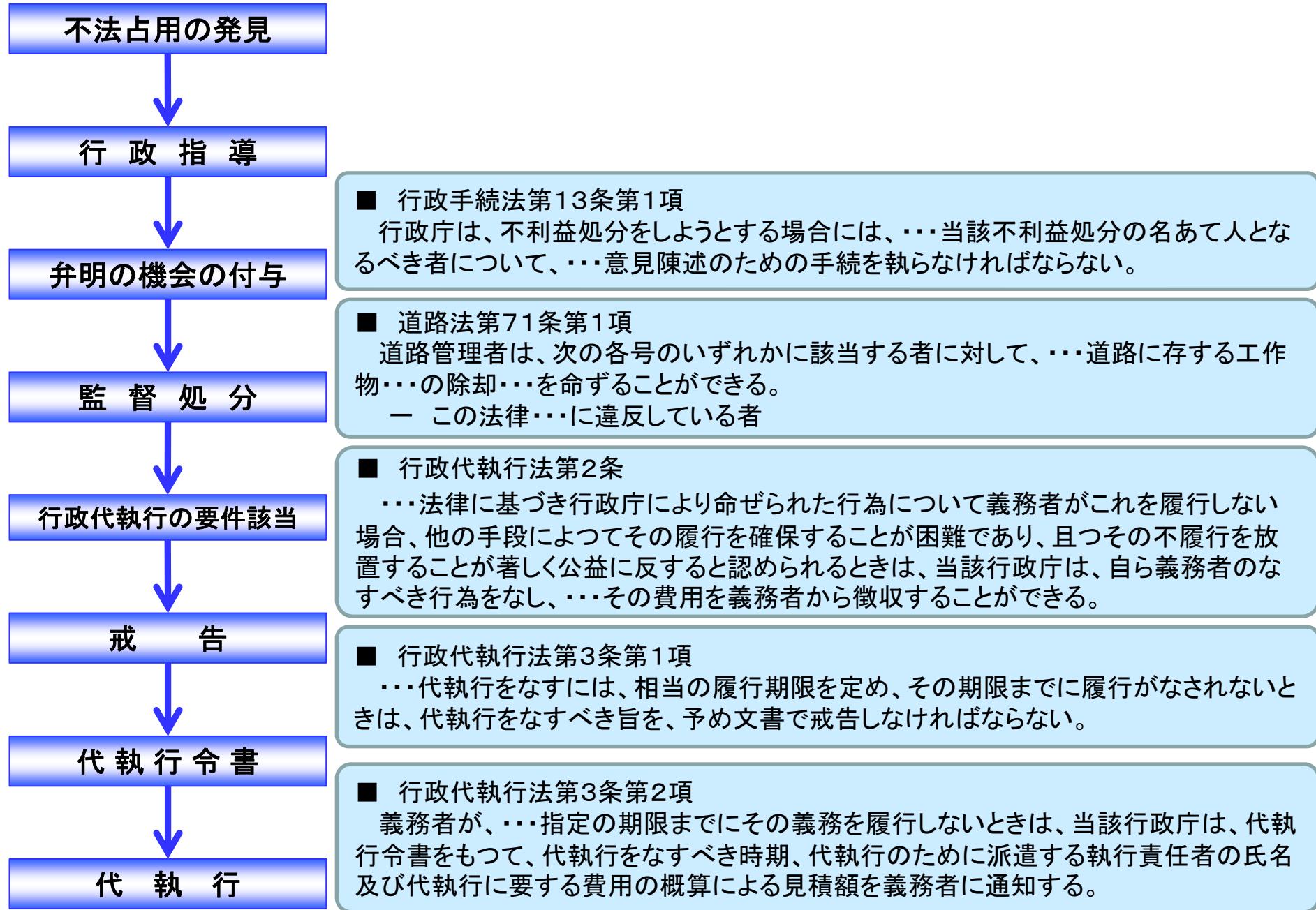
#### 7. その他

大音量トレーラー宣伝車を循環させる急成長企業に、銀座ガイド日報を送付し、クレームを申し入れた所、先方総務部門より丁重なる対応を頂き、銀座地区での消音走行が実現。

### 3 参考となる制度

# **(屋外広告物・自転車の 除却等について )**

## ○ 行政代執行の手続



## ○ 屋外広告物法

### 措置命令

#### ■ 屋外広告物法第7条第1項（昭和24年6月3日 法律第189号）

都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 条例に違反した広告物等について、除却等の必要な措置を命ずることができるとするもの。
- 道路法第71条第1項に同様の規定があるほか、各種法律に同様の規定が設けられている。

#### <道路法第71条第1項>

道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、**道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却**若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- **この法律**若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二～三 (略)

# ○ 屋外広告物法

## 略式代執行

### ■ 屋外広告物法第7条第2項

都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

- 措置命令をする相手方が確知できない場合にまで、行政代執行法の手続を行ったのでは、かえって手續が繁雑になりすぎて実際的ではないため、略式の手続の特例を認めるもの。

#### ＜広告板、広告塔等の掲出物件を除却する場合＞

通常、掲出物件はある程度以上の財産価値を有することから、行政代執行法の手続を完全に省略してしまうのでは、行政代執行法の精神にもとることに鑑み、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しない時には、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を「公告」しなければならぬとしている。

#### ＜国土交通省 屋外広告物条例ガイドライン(案) 第23条第2項＞

知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、五日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

- 道路法第71条第3項に同様の規定があるほか、各種法律に同様の規定が設けられている。

#### ＜道路法第71条第3項＞

前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者…が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

## ○ 屋外広告物法

### 代執行要件の明確化

#### ■ 屋外広告物法第7条第3項

都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、**その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは**、行政代執行法第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

○ 行政代執行法においては、代執行を行う要件として、当該義務の不履行について、次の2つの要件が両方とも満たされる必要があるとされている。

- ①他の手段によってその履行を確保することが困難であること。
- ②その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること。

○ 違反広告物等について、行政代執行の要件を明確化しているもの。

屋外広告物条例に違反した広告物については、その数が大量であるため広告物それぞれについて代執行の要件の有無を確認することが容易ではないが、命令を行ってもなお相手方が義務を履行しない場合には、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、また、違反広告物は放置されることによって違反状態のままその目的を達成してしまうために、著しく公益に反することが明らかである。

したがって、屋外広告物条例に違反した広告物の迅速かつ適確な是正を図るため、措置命令をした場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、履行しても期限までに完了する見込みがないときは、代執行をなすことができるとするもの。

## ○ 屋外広告物法

### 簡易除却

#### ■ 屋外広告物法第7条第4項

都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。)又は立看板等(容易に移動させることができるとされる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。)であるときは、その違反に係る**はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。**ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- 一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならぬ場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- 二 管理されずに放置されていることが明らかなとき。

- 条例に違反している広告物等がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の簡易な広告物等であるときには、当該広告物等を表示等した者が分かっている場合でも簡易な除却措置ができるとするもの。

## ○ 屋外広告物法

### 簡易除却

- 各地方公共団体における「管理されずに放置されていることが明らかなとき」の運用
  - ・ 店舗等の前に設置されている看板については管理されているものと判断し簡易除却の対象としないが、それ以外については全て管理されずに放置されていると判断し、簡易除却の対象とする。
  - ・ 警告書を貼付して、次回見回りをした時にも同様の状態で貼付されていれば、管理されずに放置されていると判断し、簡易除却の対象とする。
  - ・ 除却すべき旨を通告したにもかかわらず、除却に必要な期間を経過した後も、そのまま放置されている看板については、管理されずに放置されていると判断し、簡易除却の対象とする。
  - ・ 店舗等の前以外の場所に設置されている看板について、店舗の場所、電話番号等が判明すれば、管理されているものと判断し、簡易除却の対象としない。

※国土交通省道路局路政課が平成23年度に実施した違法看板撤去の運用調査により把握したもの

## ○ 屋外広告物法

### 屋外広告物条例

屋外広告物法は、屋外広告物行政における規制の基準を定めた法律であり、実際の屋外広告物規制は、地方公共団体(都道府県、政令市、中核市または景観行政団体である市町村もしくは歴史まちづくり法に基づく認定市町村(いずれも政令市及び中核市を除く。))が屋外広告物法に基づく条例、規則等を定めて独自に行っている。

#### (屋外広告物条例の制定状況)

都道府県 : 47 政令市 : 20 中核市 : 41 市町村 : 50

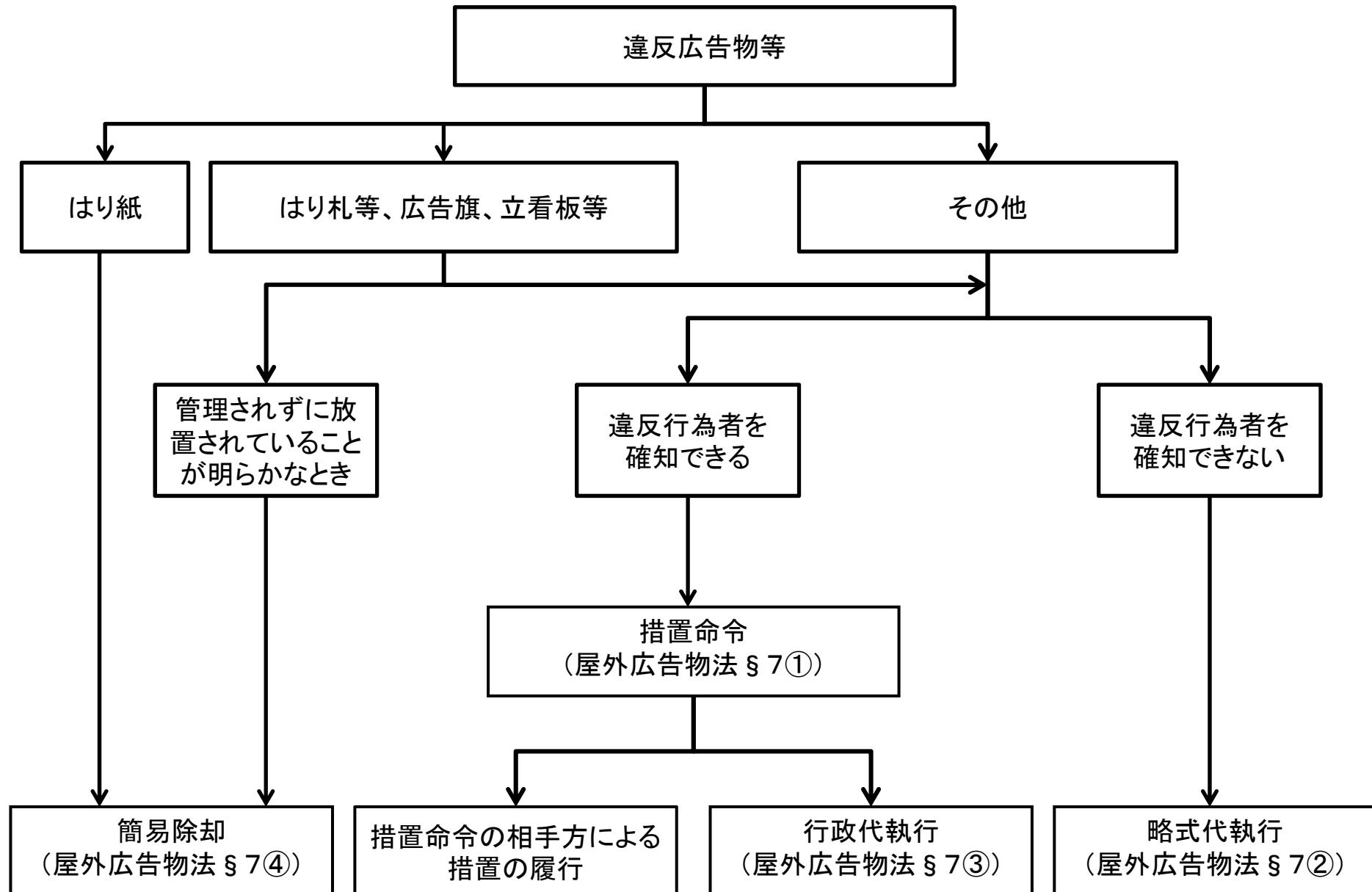
(平成24年4月1日現在)

### 違反に対する措置の状況

- 略式代執行（屋外法 § 7②）… 5件（平成22年度実績）
- 行政代執行（屋外法 § 7③）… 0件（平成22年度実績）
- 簡易除却（屋外法 § 7④）… 347万件（平成22年度実績）

※国土交通省都市局公園緑地・景観課が平成23年度に実施した地方公共団体に対するアンケート調査により把握したもの（一部未回答あり）

# ○ 屋外広告物法



## ○ 放置自転車対策

### 放置自転車の撤去及び保管

#### ■ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(昭和55年11月25日 法律第87号)

##### <第6条第1項>

市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

##### <第6条第2項>

市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### ○ 駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において、上記法律を踏まえ、次のような条例が定められている。

#### <さいたま市自転車等放置防止条例> (自転車等放置禁止区域の指定)

第8条 市長は、放置された自転車等が大量に集積され、又は大量の集積を引き起こすおそれがある公共の場所について、住民の生活環境を保持するため必要があると認めるときは、当該公共の場所を含む地域を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

#### (放置に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域内の公共の場所に自転車等が放置され、他の手段によっては住民の生活環境を保持することができないと認められるときは、必要な限度において、当該自転車等を撤去することができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等を撤去するに当たり、ワイヤー錠等の切断その他の撤去のために必要な措置を要するときは、当該措置を講ずることができる。この場合において、市は、当該措置によって生じた損害について、賠償の責めを負わないものとする。

3 市長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置され、住民の生活環境が脅かされていると認められるときは、当該自転車等を整理するなど必要な措置を講ずることができる。

4 市長は、第1項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等を保管するものとする。

## ○ 放置自転車対策

### 放置自転車の撤去

#### ○ 各地方公共団体における放置自転車撤去の運用

##### 【撤去方法】

- ・警告札の貼付後、一定時間(30分・1時間・3時間・1日・1週間など)経過後に撤去を実施している。
- ・放置自転車を撤去する旨の警告放送を5分ほど実施し、隣接する施設等への呼びかけを行ったうえで、撤去を実施している。

##### 【撤去頻度】

- ・放置禁止区域全域について、平日のみ、午前及び午後の2回実施している。
- ・放置禁止区域をエリア毎に分類し、それぞれ平日は週に1回、土日は月に1回実施している。
- ・放置禁止区域をエリア毎に分類し、それぞれ月1回実施している。
- ・放置自転車の状況に応じて撤去を実施している。

※国土交通省道路局路政課が平成23年度に実施した放置自転車撤去の運用調査により把握したもの

## ○ 放置自転車対策

### 換価処分及び所有権の移転

#### ■ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

##### <第6条第3項>

市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

##### <第6条第4項>

第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

- 撤去した自転車について、公示の日から一定期間経過後、保管費用の額が自転車の価値に比して著しく高額である場合に、条例に基づいて、自転車の売却を行うことができるとするもの。

##### <さいたま市自転車等放置防止条例>

(保管した自転車等の処置)

##### 第12条第2項

市長は、第10条第4項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から30日を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- 撤去した自転車の所有権が市町村に帰属するまでの期間を六月とするもの。